

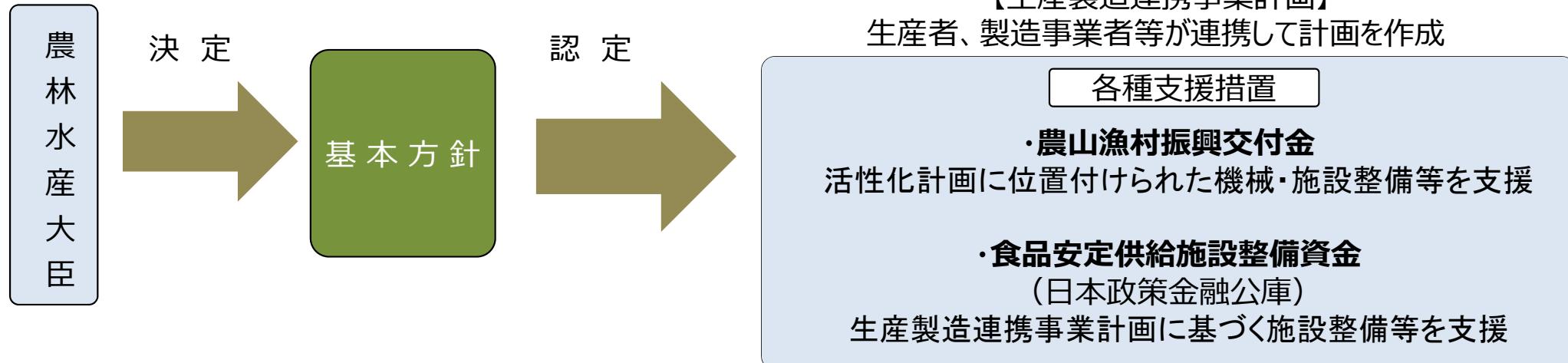
米穀の新用途への利用の促進に関する 基本方針について

令 和 2 年 6 月

農林水産省

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律の枠組み

- 水田の主要な生産物である米穀の新用途（米粉用米・飼料用米）への利用を促進する観点から、平成21年4月に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）」が制定された。
- 同法では、米粉用米・飼料用米の利用の促進の意義や基本的な方向について、基本方針を定めることとされており、基本方針は、おおむね5年ごとに定めることとされている（現行基本方針は令和2年4月に見直し）。



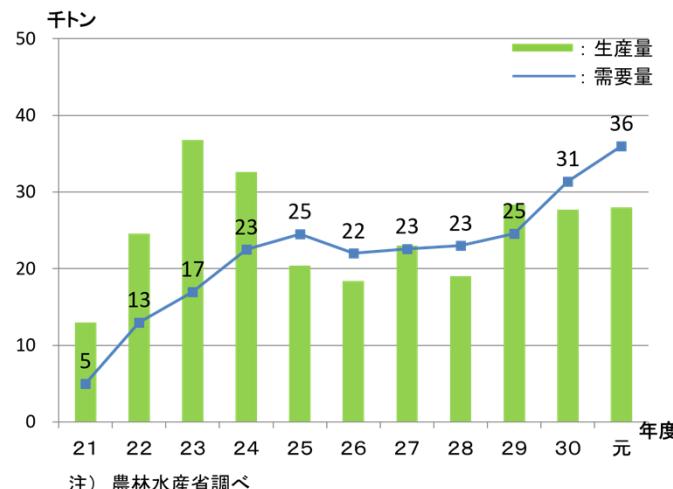
基本方針

- 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係機関の長に協議するとともに、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**
【法第3条第5項】
- 法第3条第1項の基本方針は、**おおむね5年ごとに定めるものとする。** 【施行令第4条】

○ 米粉用米の現状

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2～3万トン程度で推移していたが、近年は需要量が拡大。
- 水田活用の直接支払交付金による生産者支援や米粉製造事業者による製粉ラインの改良・大手企業の稼働率の向上により、一部企業は小麦粉並みの米粉価格を達成したものの、パンや麺等の二次加工品の価格差が課題。
- 加工技術の進展により、米ゲルやアルファ化米粉等、多様な用途に対応できる加工技術や増粘剤等の代替として使用できる米粉製品（グルテンフリー米粉パン、輸出用米粉ラーメン等）が開発されており、高品質な国内産米粉の特徴を活かした輸出の拡大が必要。

米粉用米の生産量・需要量の推移



製粉・加工コストの状況

	原料価格	製粉コスト等	米粉価格	二次加工品価格 (kg)
米粉	50円程度	50～240円程度	100～290円程度	1,300円～2,000円程度
小麦粉	50円程度	50円程度	100円程度	430円

注 1) 米粉原料価格は企業購入価格（平均値）であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注 2) 米粉価格は業務用（加工用）の価格。

注 3) 二次加工品価格は、食パン1kgの価格（米粉は農林水産省調べ、小麦粉は小売物価統計調査）

米粉関係者の主な意見

【意見交換：令和元年8月～10月で実施】

- 大規模製造ラインに適した米粉の加工技術の開発により、二次加工コストの低減を図る必要
- 新たな米粉の加工法を用いた製品開発が必要
- 米粉や米粉加工品の規格や特徴を活かした輸出の拡大が必要
- 米粉に適した多収性品種の導入や米粉用米の質と量の安定に資する複数年契約が必要

新たな米粉の利用方法

◆米ゲル



高アミロース米を炊飯後に高速攪拌し、ゼリー状に加工しパン等に利用

◆アルファ化米粉



特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

◆グルテンフリー米粉パン



アレルギー物質27品目不使用でアルファ化米粉を使用した米粉パン

◆輸出用米粉ラーメン



アルファ化米粉を使用し、賞味期限を延長させた米粉麺

○ 米粉用米の需要拡大の取組

- 米粉の特徴を活かし、「米粉の用途別基準」やグルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要を後押し。
- 米粉の需要拡大に向け、パンに適した「ミズホチカラ」や麺に適した「越のかおり」等、加工適性に優れた品種や多収品種の導入。
- 米粉用米を生産する生産者と商品に適した米粉用米が欲しい米粉製造事業者とのマッチングを実施。
- 米粉用米の主産地で生産者と実需者との情報交換会を開催するとともに、ノングルテン米粉表示及び米粉の用途別基準の普及のための説明会の開催や国内外への政府広報による周知を実施。

米粉の用途別基準

平成30年から、小麦粉と同じように製品の用途を表示する仕組みを開始。



ノングルテン米粉第三者認証制度

1 ノングルテン米粉第三者認証制度

平成30年6月から、輸出も念頭において、世界で最も厳しい基準の認証制度を開始。



2 ノングルテン米粉加工食品の表示

令和元年9月には、ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを開始。



米粉に適した多収品種の導入

●ミズホチカラ（2011年3月品種登録）
製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食用品種に比べ2割以上の増収が期待できるパンに適した品種。

[米粉パンの形状比較]

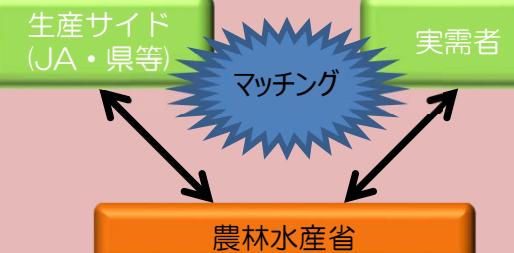


「ミズホチカラ」

主食用米「あきまさり」

生産者と実需者とのマッチング

- ・新たに米粉用米の供給を希望する実需者をとりまとめ。
- ・米粉用米の主産地においてマッチングを実施。



米粉の広報

米粉に係る新たな取り組みについて、国内外への政府広報による周知を実施。



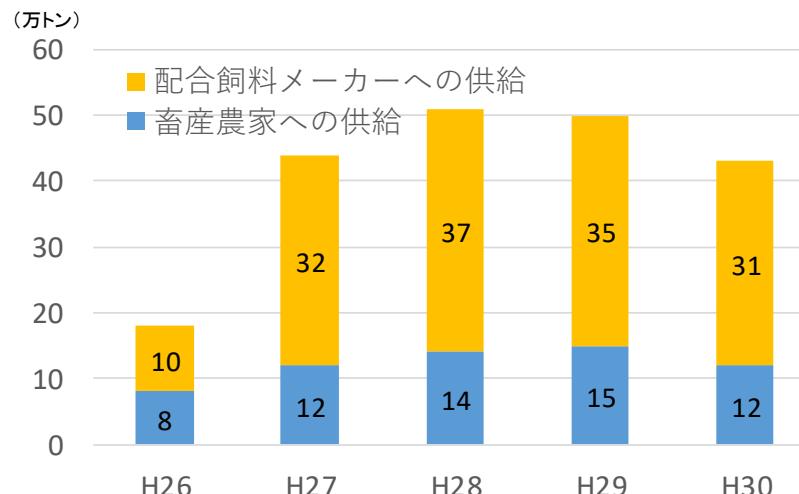
○ 飼料用米の現状

○全農スキーム（※）の整備(H27)等、安定的に供給できる流通ルートが確立された結果、配合飼料工場を通じた供給が大幅に拡大。これにより、飼料用米の生産量は平成28年産で51万トンまで増加するも、平成30年産以降は減少。

○多収品種の作付割合は年々増加、約7割の生産者が5ha以上層となっている。一方、地域に応じた栽培技術や大規模経営に適した省力的な栽培技術の確立が遅れ、単収は横ばい。

（※）全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、全国ベースで一元的に流通を行うことで流通の円滑化、経費の合理化を図る仕組み。

飼料用米の供給先別供給量の推移

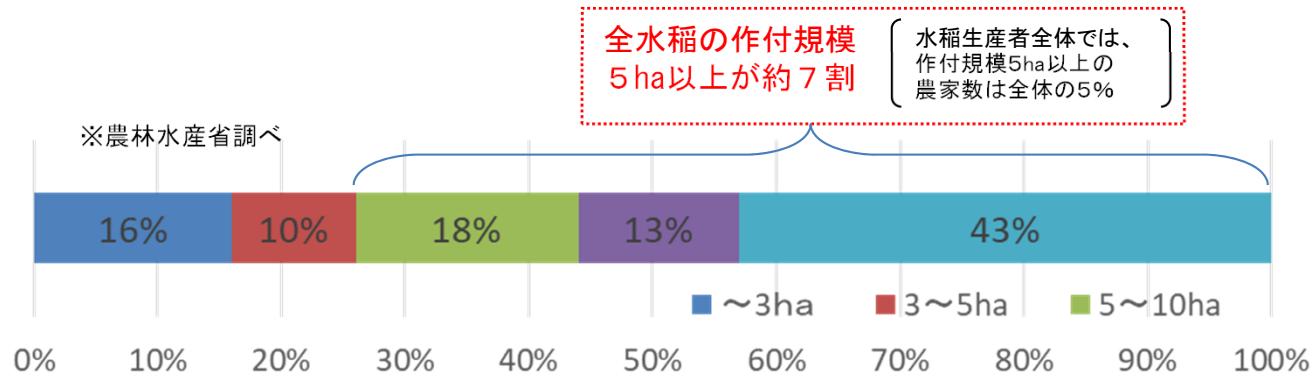


飼料用米の作付け・生産状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
飼料用米作付面積 (万ha)	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3
うち、多収品種 (万ha)	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3
割 合	39%	37%	43%	50%	56%	60%
うち、区分管理 (万ha)	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5
割 合	80%	75%	80%	83%	88%	89%
飼料用米生産量 (万トン)	19	44	51	50	43	-
飼料用米の単収 (kg/10a)	554	555	558	549	538	-

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

飼料用米生産者の経営規模（全水稻の作付面積）別分布状況（平成30年産）



飼料用米関係者の主な意見

- 川下の認知度向上や科学的知見に基づく差別化により、飼料用米を活用した畜産物のブランド化をさらに進める必要
- バラ出荷の推進やストックポイントの整備、多収化・省力化等による流通・生産コストの削減が必要
- 飼料用米は重要な配合飼料原料であり、複数年契約による安定取引を拡大すべき

【意見交換：令和元年8月～10月で実施】

○ 基本方針改定のポイント ①

- このような状況を踏まえ基本方針を以下とおり改定。

旧 基本 方 針

＜全体を通じて、「需要に応じた生産」を促進するため、記載の順序を変更＞

前文

- 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義や基本的な方向等の事項を、基本方針に定める旨を記述

- 近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症の蔓延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、適切な対応に努める旨を追記。

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

- 持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用して我が国の食料供給力の強化を図るため、水田において米粉用や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要があることを記述

- 農業競争力プログラム等に基づいたこれまでの取組を十分踏まえ、新用途米穀の生産等の拡大・定着に取り組むとともに、主食用の米穀の需要が引き続き減少すると見込まれる中、米穀の新用途への利用を促進することは、持続的な食料生産基盤である水田の維持を図る上で極めて重要である旨を追記。

第二 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

- 米穀の新用途への利用に当たり、生産者と製造事業者等との連携、競合品と競争し得る価格での供給、生産・流通・加工コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発が必要であること等について記述

左記に加え、

- 米粉用米について、新たな米粉加工法を用いた製品開発や大規模製造ラインに適したパンや麺などの二次加工技術の開発が必要である旨の記述を追記
また、海外における需要創出に取り組むとともにノングルテン米粉 JAS の制定等を検討する旨の記述を追記
- 飼料用米について、飼料用米を利用した畜産物のブランド力強化、生産・流通コスト低減のための、バラ出荷やストックポイントの整備等が必要である旨の記述を追記
- 実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、複数年契約による長期安定的な取引の一層の推進等が必要である旨を追記

○ 基本方針改定のポイント ②

旧 基本 方 針

新 た な 基 本 方 針

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

- 法に基づく生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項を記述

現行どおり

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズの合致が必要であり、国・団体等の関係者がマッチングに努めるとともに、消費者等に対して米穀の新用途への利用の促進の意義の理解増進に努めるべきことを記述

左記に加え、

- 米粉用米については、新たな市場として、防災食、介護食等の分野の開拓に留意する旨の記述を追記
- 飼料用米については、飼料用米を活用した畜産物の全国的な認知度向上や販路開拓に努める旨の記述を追記

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進に際しては、地域の水田の有効活用、適正な流通の確保、生産・利用における安全の確保、加工品に関する適切な表示に配慮すべきことを記述

左記に加え、

- 米粉について、用途に応じた使用方法が消費者等に伝わるよう、用途別基準による標記を行い、商品の使用方法の適切な表示に努める旨の記述を追記。

(参考) 米粉用米、飼料用米共通 施策

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(R2予算額：230億円の内数)

1. 生産側の米粉用米、飼料用米の施設

米粉用米や飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

例：カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



例：米粉製造業者が、a化米粉開発のための新たな製造設備を整備

例：TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



補助率 1/2以内

- 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策(R2予算額：98億円の内数)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた米粉製造業者・米粉加工品製造販売業者の米粉用米加工施設・機械等の整備を支援

例：米粉製造機械、製パン設備を導入し、生産製造連携事業計画に基づき利用を拡大



例：1台の機械で短時間に原料米をアルファ化処理する機械（エクストラーダー）の導入



補助率 1/2以内

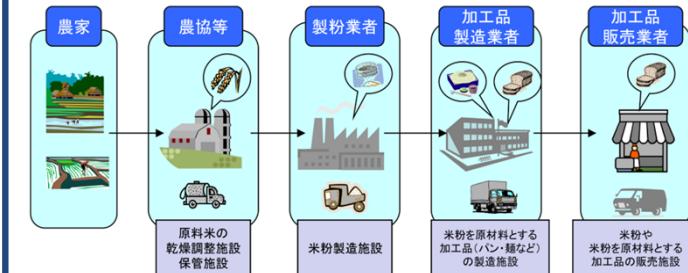
- 食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進)(日本政策金融公庫)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた米粉・飼料製造業者等の米穀の保管や新商品の開発に必要な施設の改良、取得等の整備を融資により支援
※中小企業のみ対象

例：米穀需要拡大に対応するため、玄米倉庫を整備



例：生産製造連携事業計画の具体例



貸付限度額 80%以内

水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算額 305,000 (296,079) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な产品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大(飼料用米110万トン、米粉用米10万トン[令和7年度まで]) ○ 飼料自給率の向上(40%[令和7年度まで])
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減[令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大(麦28.1万ha、大豆15万ha[令和7年度まで])

※ () 内は令和元年度補正後予算額

<事業の内容>

1. 戰略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な产品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援します**（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します**。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

産地交付金

※ 1 : 飼料用とうもろこしを含む

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ^{※3}	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※ 3 : 3年以上の契約

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算(1.5万円/10a)
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算(3.0万円/10a)
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等^{※4}の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※ 4 : 高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② 高収益作物畠地化支援 (10.5万円/10a)
高収益作物による畠地化の取組を支援^{※5}。
- ③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※ 5 : その他の転作作物に係る畠地化も同様の単価で支援

米粉関連施策

- コメ海外市場拡大戦略プロジェクト
推進支援
(R1補正予算額：5億円)

海外市场の開拓、海外プロモーション活動、海外規制への対応の取組促進等を支援

【例】

海外でグルテンを含まない米粉製品の市場調査、マッチングを開催

補助率 定額、1／2以内

- 外食産業等と連携した需要拡大対策事業
(R1補正予算額：2億円の内数)

新商品開発のためのニーズ調査、試作費、機械の開発・改良等を支援

【例】

ビーガン及び27品目アレルゲンフリー対応の米粉インスタントヌードルを開発



補助率 定額、1／2以内

- インバウンドにも対応した日本産米粉の需要拡大支援事業
(R2予算額：1億円の内数)

米粉用米生産者と製造事業者とのマッチングやノングルテン米粉及び米粉加工食品の情報発信等の取組を支援

【例】

海外に輸出する際に競合する他の製品と比較した日本産米粉や米粉加工品の優位性を情報発信

補助率 定額



- 食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進」
(R2予算額：25億円の内数)

多様な事業者とネットワークを構築して6次産業化による米粉事業に取り組む農業者等の新商品の開発・製造、販路開拓等の取組を支援

- 米粉の新商品を製造するための製粉機を整備



補助率 市町村戦略あり1／2以内
市町村戦略なし1／3以内

飼料用米関連施策

- 米活用畜産物等ブランド化推進事業
(R2予算額：25百万円)

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援



- ブランド化の戦略策定に係る検討会の開催、飼料用米を給与した畜産物のロゴマークによる普及

補助率 定額

- 戰略作物への作付体系転換支援事業
(R2予算額：1億円の内数)

生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援

- 生産コストを低減する飼料用米等の多収品種や直播栽培の導入

補助率 定額

- 多収による生産コストの低減、飼料用米を活用した畜産物のブランド化の推進による認知度向上

飼料用米の本作化を推進するため、飼料用米の単収向上や飼料用米を活用した畜産物のブランド化について優れた取組を表彰

【飼料用米多収日本一】
農林水産大臣賞】

- ・単収の部
相澤正之（奈良県）：940kg/10a
- ・地域の平均単収からの增收の部
株式会社アグリイワナガ 代表取締役
岩永新一郎（佐賀県）：+339kg/10a

【飼料用米活用畜産物ブランド日本一】
農林水産大臣賞受賞者】

- ・「オクノの卵」
株式会社オクノ（兵庫県）